

「徳之島観光パンフレット」作製業務提案書募集要項

1 件名 「徳之島観光パンフレット」作製業務

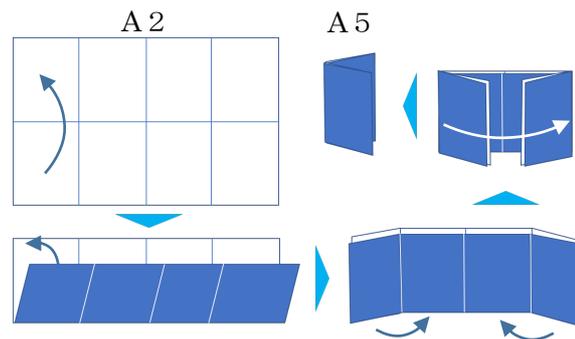
2 概要

本業務は、3項の仕様に基づき、「徳之島観光パンフレット」の企画・立案・撮影・取材・デザイン・コピーライト・編集・校正・印刷・製本・納品・行程管理・納品の全ての工程を行うものである。

3 仕様

(1) 「徳之島観光パンフレット」本体について

- ① サイズ：A2サイズを折り込み、仕上がりをA5サイズとする
- ② 折り方：下記の折り方を想定。他の案がある場合は提案書にて提示すること



- ③ 用紙：観光パンフレットとして適切な紙質とする
最終的には、企画提案をもとに請負業者と協議の上、決定する
- ④ 印刷：フルカラー印刷
- ⑤ 校正：2回以上【納期の30日前までに初校を提出すること】
- ⑥ 部数：20部
- ⑦ 企画内容

●目的

南国への旅行を考えている観光客が、海外や沖縄でなく、奄美群島の中の徳之島を選びたくなるような、そして、徳之島へ訪れた旅行者が徳之島を満喫できるガイドブックを作製する

●内容

項 目 等	備 考
ア. 徳之島の地図・島内の移動時間	
イ. 主要観光地（景勝地、史跡など）の写真・概要	
ウ. 徳之島里めぐり	
エ. 島内の交通	
オ. 徳之島へのアクセス	
カ. 特産品の旬暦	
キ. 年間行事	
ク. 季節・フィールド(山・海・川・里)・天候ごとの 体験メニュー	

※その他、効果が期待できる項目があれば提案書にて提示すること

(2) 共通項目

① 納入品について

- ・印刷物
- ・電子データ（印刷入稿データ及び PDF 版データなど一式は、CD-ROM または DVD-ROM に格納し納品すること）

② 取材等について

- ・掲載に必要な写真などは、全て取材することを原則とする
※季節の風景など取材ができないものについては、(一社)徳之島観光連盟が所有する範囲に限り提供することも可能
- ・適当な写真がない場合には、取材または請負業者において独自に入手すること
- ・説明文などについては請負業者において調査・取材を行い文言を作成すること
※(一社)徳之島観光連盟から必要なデータなどの提供は可能だが、文言の作成や確認などは請負業者で実施すること)

③ 掲載内容・デザインについて

掲載内容・デザインの詳細につきましては、請負業者決定後、打ち合わせの中で正式に決定する

4 応募期間・方法

- (1) 応募期限 平成30年12月10日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法 持参または郵送(本要項13項記載の提出先へ必着のこと)
- (3) 提出部数 20部
- (4) 応募書類
 - ① 企画概要説明書
表紙には宛名「(一社)徳之島観光連盟」、タイトル「徳之島観光パンフレット作製業務に関する提案書」、提出年月日、会社名を記載し、押印(正本のみ必要)すること
 - ② 業務経費見積書
 - ③ 会社概要

5 権利の帰属

- (1) 完成した「徳之島観光パンフレット」の原版及びデータの所有権等、一切の権利は(一社)徳之島観光連盟に帰属するものとする
- (2) 使用する写真並びにイラスト等については、原則、請負者の負担・責任において用意し、使用する際は、著作権等の侵害がないよう、十分に留意すること
- (3) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、(一社)徳之島観光連盟が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを請負業者が行うこととする。また、請負業者は当該契約の内容について事前に(一社)徳之島観光連盟の承認を得なければならない
- (4) 作製にあたり本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、(一社)徳之島観光連盟と協議の上、指示に従うこと
- (5) 請負業者において取材などで撮影した写真についても(一社)徳之島観光連盟に提供すること

6 予算上限額

800,000円(税込)

7 提案書作成及び見積もり等にかかる経費

提案に係る経費は、全て提案事業者の負担とする。

8 プロポーザルの参加資格

「徳之島観光パンフレット」作製業務の請負業者の選定については、公募によりプロポーザルを求めるものとし、その参加資格は、次のすべての事項に該当する事業者とする。

- (1) 鹿児島県内に事業所を有すること
- (2) 応募書類提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと
- (3) 自治体等が実施する観光パンフレット等の企画・立案・撮影・取材・デザイン・コピーライト・編集・校正・印刷・製本・納品等の業務実績があること

9 選考方法

- (1) 選考は(一社)徳之島観光連盟の三役および観光パンフレット部会において審査し、最も優れた企画案を選定する
※ 基本は書類選考とするが、書類での選考が困難な場合はプレゼンテーションを実施していただき決定する。

(2) 審査基準

審査にあたっては、以下の審査基準により総合的に評価し、選考する

項目	審査基準
アピール性	徳之島に行ってみたくなるような内容になっているか
効果性	見やすい内容になっているか、情報は足りているか
資料収集力	各観光地の見どころ、情報などについてはスムーズに収集できる能力があるか
事業取組方針	事業の趣旨を理解しているか

(3) 選考結果の発表予定

平成30年12月下旬を目途に、応募者全員に書面にて通知する

10 委託契約

選考により決定した企画案を提出した者と、事業実施に係る委託契約を締結する。

11 履行期限（納品）

平成31年3月22日（金）まで

1 2 納品場所

〒891-7605

鹿児島県大島郡天城町浅間 1-1

一般社団法人 徳之島観光連盟

TEL/FAX : 0997-81-2010

E-mail : kankourenmei@po3.synapse.ne.jp

1 3 お問い合わせ及び提案書（見積もり等）等の提出先

〒891-7605

鹿児島県大島郡天城町浅間 1-1

一般社団法人 徳之島観光連盟

TEL/FAX : 0997-81-2010

E-mail : kankourenmei@po3.synapse.ne.jp

1 4 注意事項

- (1) 提出された書類は、一切返却しない
- (2) 提案に係るすべての費用は、提案者の負担とする
- (3) 審査結果についての異議申し立ては認めない
- (4) 提出された書類は審査の過程で必要に応じて、複製することがある
- (5) 提出された書類は、公平性・透明性・客観性を期すため公表する場合がある